

鳥取県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
近豊浩	倉吉市西福守町592-1	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町592-1	居宅療養管理指導	平成20年10月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町関金宿259-1	通所介護	平成20年12月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
近豊浩	倉吉市西福守町592-1	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町592-1	介護予防居宅療養管理指導	平成20年10月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町関金宿259-1	介護予防通所介護	平成20年12月1日